# 成田市指名業者選定基準

(目 的)

第1条 成田市が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借(以下「工事等」という。)の指名競争入札等に係る指名業者の選定に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

(建設工事にかかる等級別発注基準)

第2条 指名業者の選定は、次表の建設工事の種類及び発注金額(当該建設工事の設計金額をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれの同表の等級欄に掲げる等級(以下「基準等級」という。)に格付けされた者の中から行うものとする。ただし、成田市工事等指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)が特別な事由により必要と認めたときは、この限りでない。

707 W 1474 3. 4 1 1 3 1 2 2 2 1 1 3 1 2 2 2 3 3 1 3 1 3					
<i>k</i> -∕k- √π	建設工事の種類及び発注金額				
等級	土木一式工事	舗装工事	建築一式工事	設備その他工事	
F	4億円以上	4億円以上	5 億円以上	3 億5,000万円以上	
	1,800万円以上	1,800万円以上	3,000万円以上	1,500万円以上	
A	4億円未満	4億円未満	5億円未満	3億5,000万円未満	
D	800万円以上	800万円以上	500万円以上	500万円以上	
В	1,800万円未満	1,800万円未満	3,000万円未満	1,500万円未満	
С	800万円未満	800万円未満	500万円未満	500万円未満	

(建設工事にかかる発注基準に対する特例)

- 第3条 入札参加資格業者数が少数である等の実情により第5条の規定による 推せん業者数及び指名業者数の選定が困難であるときは、前2条の規定にか かわらず、当該工事の基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされ た者を指名することができるものとする。ただし、一の工事について直近上 位の等級に格付けされた者及び直近下位に格付けされた者を同時に指名する 場合は、審査会の承認を得るものとする。
- 2 前項の場合において、発注金額が次表の工事の種類に応じそれぞれ同表に 掲げる発注金額以上である工事については、直近下位の等級に格付けされた 者を指名することはできないものとする。

工事の種類	土木一式工事	舗装工事	建築一式工事	設備その他工事
発注金額	5億5,000万円	5億5,000万円	7億円	4億5,000万円

- 3 次に掲げる建設工事については、第1項の規定によるほか、当該建設工事の基準等級の2等級以上上位の等級に格付けされた者を指名することができるものとする。この場合において、一の建設工事の指名業者は、原則として同一等級又は直近等級に格付けされた者に限るものとする。
  - (1) 災害その他の理由により緊急を要する工事
  - (2) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
  - (3) 主として請け負った工事と密接不可分の関係にある工事

## (建設工事にかかる指名の制限)

第4条 建設工事の発注金額が、指名しようとする者の当該建設工事の発注工 種に係る年間平均完成工事高を超える場合は、当該指名しようとする者を指 名することはできないものとする。ただし、新たに入札参加した者等で当該 建設工事について施工能力があると認められる者は、この限りでない。

### (建設工事にかかる推せん業者数及び指名業者数)

第5条 発注金額に応じ、契約担当課において定める推せん業者の数は、原則 として次表に定めるところによるものとする。ただし、第3条第3項各号に掲 げる建設工事で同表の推せん業者数を指名することが困難な場合は、この限 りでない。

### 【推せん業者数】

工 種 発注金額	土木一式、建築一式、 舗装工事	設備その他工事
1,000万円未満	6 社以上	6 社以上
1,000万円以上5,000万円未満	8 社以上	8 社以上
5,000万円以上1億円未満	1 4 社以上	10社以上
1億円以上	17社以上	14社以上

2 発注金額に応じ、推せん業者数のうちから審査会において選定する指名業者数は、原則として次表に定めるところによるものとする。ただし、第3条第3項各号に掲げる工事で同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りでない。

#### 【指名業者数】

工 種 発注金額	土木一式、建築一式、 舗装工事	設備その他工事
1,000万円未満	6 社以上	6 社以上
1,000万円以上5,000万円未満	8 社以上	8 社以上
5,000万円以上1億円未満	10社以上	8 社以上
1億円以上	12社以上	10社以上

- 3 発注金額が5,000万円以上の工事については、審査会による無記名投票により指名業者を選定するものとし、その選定方法は次に掲げる手続によるものとする。
  - (1) 推せん業者数及び指名業者数は、前2項の規定によるものとする。 ただし、物品購入又は賃貸借については、次の表のとおりとする。

発注金額	指名業者数
2,000万円未満	5 社以上
2,000万円以上3,000万円未満	6 社以上
3,000万円以上5,000万円未満	7 社以上
5,000万円以上1億円未満	8 社以上
1億円以上	10社以上

- (2) 契約担当課は、投票に先立ち工事内容及び推せん業者選定理由等を説明するものとする。
- (3) 審査会委員は、投票用紙に指名業者を選び、○印で記入し投票するものとする。
- (4) 投票の結果、獲得票の上位から指名業者を選定するものとする。
- (5) 前号における投票の結果、下位の獲得票が同数により、第1号に規定 する指名業者数を超える場合は、同数票の業者について再投票を実施し選定 するものとする。
- (6) 前号における再投票の結果、獲得票が同数により、第1号に規定する 指名業者数をなお超える場合は、その選定方法等については委員長の決する ところによる。
- 4 審査会は、事業担当課からの推せんにより推せん業者となった者について、 必要があると認めるときは、事業担当課長をして参考資料の提出、意見説明 等を求めるものとする。
- 5 発注金額が次の各号以上150万円未満の工事等については、第1項及び 第2項の規定にかかわらず契約担当課において指名する5社以上の指名業者 により指名競争入札ができるものとする。

(1)	工事又は製造の請負	130万円
(2)	財産の買入れ	80万円
(3)	物件の借入れ	40万円
(4)	財産の売払い	30万円
(5)	物件の貸付け	30万円
(6)	前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

6 発注金額が前項各号に満たない軽微な工事等については、第1項及び第2 項の規定にかかわらず契約担当課において指名する3社以上の指名業者によ り見積競争ができるものとする。

(建設工事にかかる指名業者選定にあたっての留意事項)

- 第6条 指名業者の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意するとともに、 当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。
  - (1) 不誠実な行為の有無
  - (2) 経営状況
  - (3) 工事成績
  - (4) 当該工事に対する地理的条件
  - (5) 手持ち工事の状況
  - (6) 当該工事施工についての技術的適正
  - (7) 安全管理の状況
  - (8) 労働福祉の状況

(測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借 にかかる指名業者選定にあたっての留意事項)

- 第7条 指名業者の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意するとともに、 当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。
  - (1) 著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ 契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること
  - (2)業務を履行するにあたり、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあっては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること
  - (3)業務を履行するにあたり、地理的条件を必要とするものについては、 当該地理的条件を有する者であること
  - (4) 製造、印刷の請負又は委託業務において、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合は、当該技術又は施設等を有する者であること
  - (5) 物品の購入等において、銘柄を指定する必要があると認められる場合 においては、当該銘柄に係る物品を供給することが可能な者であること
  - (6) 輸入に係る物品の購入契約において、当該物品に関する外国の製造会 社又は販売会社から販売権を得ている者、若しくは当該取引が可能な者であ ること
  - (7) 特殊又は追加注文等の物品の購入の場合で、その物品の供給の実績がある者に行わせる必要があると認められたときは、当該実績を有する者であること

(再度公告入札における指名の取扱い)

- 第7条 指名競争入札の結果、不調となった工事等について再度公告入札を行 う場合の指名業者の選定は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法 により行うものとする。
  - (1) 当初の設計を変更しないとき当初の入札参加業者を変更して新たに指名業者を選定するものとする。
  - (2) 当初の設計を変更するとき次に掲げる方法によるものとする。

ア 設計上の単価を改定することにより当初の入札参加業者で落札の見込みがあると認められる場合は、当該同一業者を指名業者として選定することができるものとする。

イ 設計上の単価を改定せず、工事等の設計を一部変更することにより再度公告入札を行う場合は、当初の入札参加業者を指名業者として選定することができるものとする。ただし、当初の入札参加業者で落札の見込みがないと認められる者については、指名しないものとする。

(測量及び設計等の委託、製造の請負、役務の提供に係る指名業者の選定)

第8条 測量及び設計等の委託、製造の請負、役務の提供の指名業者の選定については、第5条から前条までの規定を準用するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 建設工事指名業者選定基準(昭和56年12月1日制定)は、廃止する。

[沿革]

昭和58年9月12日一部改正 同日施行(附則)

附則

1 この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成7年6月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成16年4月20日から施行する。

附則

1 この基準は、平成17年7月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日前の事実による指名停止の措置については、なお従前の例による。

附則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。